

*** 今日の健康 (6月) ***

< 望まない受動喫煙をなくしましょう >

望まない受動喫煙の防止を図るため、2018年7月に健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)が成立し、**2019年夏頃**から学校や病院、保育園、行政機関などで規制開始され、**2020年4月**原則屋内禁煙となる飲食店やホテルなどを含めて全面施行されます。これにより、望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わります。

具体的には、施設類型ごとに、喫煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、喫煙可能な場所には掲示が義務付けられることとなります。



< 施設の類型による対応 >

1. 第1種施設=学校、児童福祉施設、病院、診療所、行政機関の庁舎など→敷地内禁煙(ただし、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所設置可)
2. 第2種施設=第1種施設以外の施設→原則屋内禁煙(喫煙専用室内でのみ喫煙可)
※既存の飲食店は、客席面積100㎡以下で、個人または中小企業(資本金500万円以下)が運営する場合、「喫煙であること」の掲示により喫煙可

< 共通ルール >

- 喫煙禁止場所における喫煙の禁止
- 喫煙禁止場所での喫煙器具、設備等の設置禁止
- 喫煙可能な場所に掲示が必要
- 喫煙することができる室には、20歳未満の者を立ち入らせないこと
- 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。

< 海外との比較 >

日本の受動喫煙対策を海外比較すると、世界保健機関(WHO)の4段階の基準では最低レベルです。改正健康増進法が施行されても1ランクしか上がらず、病院や学校、飲食店、バーなど人の集まる場所8施設すべてを禁煙とする英国やカナダなどには及ばないのが実情です。さらなる見直しの議論が必要です。

自分の健康のため、また周囲へあたえる影響を考え、誰もが快適に過ごせる環境を目指しましょう。

前澤クリニック 内科・小児科 0422-30-2861
天文台通り多摩信用金庫のななめ裏